

## 広島県情報公開・個人情報保護審査会（諮問 28（情）第 9 号）

### 第 1 審査会の結論

広島県教育委員会（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった行政文書について、不存在であることを理由に不開示とした決定については、これを取り消し、再度開示請求の対象となる文書を特定した上で、改めて開示可否を決定すべきである。

### 第 2 審査請求に至る経過

#### 1 開示の請求

審査請求人は、平成 28 年 3 月 29 日、広島県情報公開条例（平成 13 年広島県条例第 5 号。以下「条例」という。）第 6 条の規定により、実施機関に対し、平成 27 年度の県立高等学校における韓国・朝鮮語採択に係る各県立高等学校内の議事が行われ、検討の話合いが行われ、校長が韓国・朝鮮語採択を決定したことが分かる文書（校長が単独で採択決定したことを含む。）（以下「本件請求文書」という。）の開示の請求（以下「本件請求」という。）をした。

#### 2 本件請求に対する決定

本件請求に対し、実施機関は、本件請求文書について、不存在を理由とする行政文書不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成 28 年 4 月 28 日付けで審査請求人に通知した。

#### 3 審査請求

審査請求人は、平成 28 年 5 月 10 日、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定により、実施機関に対し審査請求を行った。

### 第 3 審査請求人の主張要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、対象文書を開示するよう求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 朝鮮語を校長が単独で決定した旨の説明を知らない。
- (2) 校長が、今まで長期にわたって、朝鮮語採択を一人で決定してきたという証明もない。このため、文書は存在する。

### 第 4 実施機関の説明要旨

実施機関が弁明書に記載する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

## 1 本件請求文書の内容について

審査請求人が本件請求において「朝鮮語採択」としている点については「韓国・朝鮮語の開講」であると解し、本件請求を「県立高等学校の校長が、韓国・朝鮮語を当該校における履修科目とすることの意思決定及びその決定に至る過程が記録された文書」を求めるものであると判断した。

## 2 本件請求文書の存否について

本件請求の請求日現在、韓国・朝鮮語を履修科目として設定している高等学校は、安芸府中高等学校、大竹高等学校、海田高等学校、高陽東高等学校及び西高等学校（以下「本件各高等学校」という。）である。実施機関が、本件各高等学校が韓国・朝鮮語を履修科目として開講した年度を確認したところ、それぞれ、安芸府中高等学校が平成 15 年度、大竹高等学校が平成 12 年度、海田高等学校が平成 26 年度、高陽東高等学校が平成 12 年度、また、西高等学校が平成 16 年度であり、平成 27 年度に新たに韓国・朝鮮語を開講した高等学校は存在しなかった。

このことを踏まえ、平成 27 年度に韓国・朝鮮語を新たに開講した高等学校が存在しない以上、校長が、韓国・朝鮮語を履修科目とすることを決定するに至る過程が記録された文書も存在するはずがないから、本件請求文書は不存在であるとし、本件処分を行った。

## 第5 審査会の判断

### 1 本件請求文書について

本件請求は、平成 27 年度の県立高等学校における韓国・朝鮮語採択に関する各県立高等学校内の議事等の文書の開示を求めるものであるが、実施機関は、本件請求文書を、平成 27 年度に新たに韓国・朝鮮語を履修科目として開講した高等学校内において校長が履修科目とすることを決定するに至る過程が記録された文書と解し、作成又は取得していないため不存在とする本件処分を行った。

これに対して、審査請求人は、今まで長期にわたって校長が一人で決定してきたという証明がないと主張しており、本件請求文書は、平成 27 年度に新たに韓国・朝鮮語を履修科目として開講した高等学校に係るものに限らないとも捉えられるので、実施機関における本件請求文書の特定の妥当性について検討する。

### 2 本件請求文書の特定の妥当性について

(1) 当審査会が実施機関に確認したところ、文書の特定に当たって実施機関が審査請求人に対して確認した記録はなく、次の理由により、本件請求文書の特定を行ったということであった。

ア 審査請求人は、本件請求を行う前、平成 27 年 6 月 22 日に駐広島大韓民国総領事館（以下「総領事館」という。）が行った晩餐会（以下「晩餐会」という。）に、広島県教育委員会教育長や、複数の県立高等学校長が出席したことに関する文書の開示請求を行っていることから、この晩餐会

の開催などの働きかけがあったため、県立高等学校において韓国・朝鮮語の授業が開始されたのではないかという疑義を確認するために、本件請求を行ったものと考えられる。

イ 県立高等学校のカリキュラムについては、一度開講した後は継続して行われることが通例であるため、晩餐会の開催を契機として授業が開始されたとの疑いが生じるのは、平成 27 年度に新たに開講することを決めた県立高等学校と解せられる。

ウ なお、実施機関において、「採択」という用語が用いられるのは、教科書の採択のみである。県立高等学校が韓国・朝鮮語の授業を行うためには、学習指導要領に則り、学校設定科目として「韓国語」「朝鮮語」を設置する必要があるが、学習指導要領に基づいて編集された文部科学省検定済教科書及び文部科学省著作教科書の中に「韓国語」「朝鮮語」の教科書は存在せず、実施機関が「韓国語」「朝鮮語」の教科書を「採択」することはあり得ない。そこで、審査請求人がいう「採択」とは、「県立高等学校が新たに韓国・朝鮮語の授業を開講することを決めた」という意味であると解した。

エ これらのことから、平成 27 年度以前に、韓国・朝鮮語の授業の開講を決めた後、継続して開講されている場合は「採択」に当たらないと考えた。

(2) このように、実施機関は、審査請求人が本件請求に至った経緯及び審査請求人のいう「採択」という言葉を捉えて、本件請求文書を、「平成 27 年度に新たに韓国・朝鮮語を履修科目として開講することを決めた県立高等学校に係るもの」とみなしたものと考えられる。

(3) しかしながら、審査請求人が「採択」という言葉の意味を、「新たな授業の開講」とか「教科書の採択」に限定していたとは考えにくく、また、一度開講した履修科目は年度を越えても継続して行われることが通例であるという県立高等学校のカリキュラムのシステムについての認識が審査請求人であったとは断定できない。また、当審査会において、本件請求以前に審査請求人が実施機関から開示を受けている、総領事館からの晩餐会の招待状を確認したところ、「韓国語採択高校との晩餐会」及び「韓国語を採択している高校の校長を招待し」という文言があり、審査請求人はこの招待状の文言を写して本件請求を行った可能性もある。

(4) したがって、開示請求書に記載された文言からは、「継続、新規にかかわらず、平成 27 年度に韓国・朝鮮語が履修科目として開講されている県立高等学校において、平成 27 年度に韓国・朝鮮語を履修科目として開講することを決定するために検討等を行ったことに関する文書」と解することも可能であり、必ずしも、本件請求文書が「平成 27 年度に新たに韓国・朝鮮語を履修科目として開講することに決めた県立高等学校に係るもの」を意味するとは限らないことから、実施機関は、本件請求文書を狭く限定したものと言わざるを得ない。

(5) なお、実施機関によれば、本件処分の後、平成 27 年度より前から韓国・朝鮮語を履修科目として開講している本件各高等学校の、平成 27 年度入学者教

育課程の意思決定及びその過程を記録した文書を、審査請求人に対して閲覧に供する旨通知しているとのことである。当審査会において、この文書を見分したところ、平成 27 年度の本件各高等学校への入学者の教育課程が審議され、その結果、教育課程に韓国・朝鮮語の科目が位置づけられていることが認められた。

(6) 以上により、本件請求文書の特定は不十分であると認められるので、再度本件請求文書を特定した上で、改めて開示可否を決定すべきである。

### 3 結論

よって、当審査会は、「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
28. 11. 22	・ 諮問を受けた。
29. 2. 13 (平成 28 年度第 11 回第 2 部会)	・ 諮問の審議を行った。
29. 3. 29 (平成 28 年度第 12 回第 2 部会)	・ 諮問の審議を行った。
29. 4. 24 (平成 29 年度第 1 回第 2 部会)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員 (50 音順)

【第 2 部会】

兒 玉 浩 生	弁 護 士
日 山 恵 美	広島大学大学院教授
山 田 健 吾 ( 部 会 長 )	広島修道大学教授